

## 夜間避難訓練

本年度の村防災訓練は、夜間避難訓練の形式で、8月29日(土)午後7時30分の開始を予定しています。

訓練は南拠点避難所、三福一時避難所、大宝一時避難所、新政成一時避難所、梅之郷一時避難所の5か所で行いますので、ご家庭の避難所とされている方はぜひご参加ください。また、他の避難所については、本年度の訓練の対象外としています。

避難開始は、午後7時30分と同報無線等により案内をします。懐中電灯などをご用意のうえ、「非常持出し袋」と今月号の広報とびしまに差込みした「避難所利用者登録カード」を持って避難行動を開始してください。

訓練に限らず避難場所等の確認や非常持出し品の準備など、日頃からの備えをお願いします。なお、地区で自主的に防災訓練を計画される場合は、総務部総務課にご相談ください。

### ●問合せ先

総務部総務課

## 自主避難所

自主避難所とは、台風が接近する恐れがある場合または長時間降り続く雨の影響等で、洪水などの発生が懸念される場合に、住民の皆さまの問合せ状況を考慮したうえで、避難情報発令前に避難を希望される方を対象として、一時的に避難所を開設するものです。

状況により自主避難所を変更する場合があります。また、避難者がいなかった場合は午後9時に閉鎖することがあります。

避難情報発令前に避難を希望される方を対象として、村が開設を決めるため、昼間の周囲が明るいうちに避難するようお願いいたします。

自主避難所の開設状況は、村公式ホームページ等で確認するか、総務部総務課までお問合せください。

自主避難所	所在地
中央公民館	竹之郷三丁目1番地
大宝一時避難所	大宝一丁目79番地の3
新政成一時避難所	大字新政成四丁目31番地の1

### ●問合せ先

総務部総務課

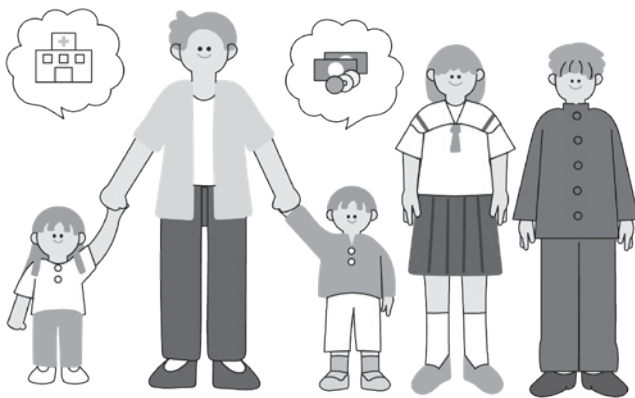
## 児童手当現況届のご案内

現況届とは毎年6月1日の状況を把握し、今後の児童手当の支給要件を満たしているかを確認するものです。令和4年度から提出は原則不要となりました。

ただし、提出が必要な方には個別に郵送でお送りしますので、期日までに返送をしてください。

### ●問合せ先

民生部住民課



## 不法就労・不法滞在防止にご協力を

日本に滞在する不法残留者の数は、7万1,229人(令和7年7月1日現在、法務省統計)となっておりますが、これらの不法残留者を雇った人も処罰の対象となります。

外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、在留資格や在留期間を確認してください。

確認は、旅券、在留カード等の原本で行い、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。

●問合せ先 愛知県蟹江警察署 ☎95-0110



## 海部地区小・中学校 教科書展示会

教科書や教科に対する理解を深めていただくため、教科書展示会が開かれます。期間中はどなたでも閲覧することができます。  
※教科書の貸出はできません。

### ●日 時

6月2日(火)～26日(金)  
午前9時～5時

※休館日の月曜日を除く

### ●場 所

あま市七宝公民館  
(あま市七宝町安松小新田  
2337番地)

### ●問合せ先

愛知県教育委員会義務教育課  
☎052-954-6799

## 会計年度任用職員募集

### 夏休み児童クラブ支援員補助

#### ●業務内容

夏休み期間における児童クラブでの児童の指導補助

#### ●申込資格

一般の方、大学または短期大学

に在学し、子どもが好きな方で地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

#### ●報酬

1,299円～1,371円程度(1時間あたり)で、経験等を考慮して決定します

#### ●申込方法

写真を貼った履歴書を郵送または児童クラブにお持ちください  
児童クラブ開館日：午前9時45分～午後6時30分(土曜・日曜・祝日休み)

※欄外に申込職種(夏休み児童クラブ支援員補助)を記載してください。

#### ●勤務日数

任用期間中の週3日～5日以内(月曜～金曜)

※土曜、日曜および祝日を除く。

#### ●勤務時間

午前7時30分～午後6時30分のうち8時間以内(休憩1時間を含む)

#### ●勤務場所

飛鳥学園内児童クラブまたは南拠点避難所(旧中学校)1階(予定)

#### ●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

### 児童施設指導補助員(夏季臨時職員)

#### ●業務内容

夏休み期間における児童館での児童の指導補助

#### ●申込資格

保育士または教諭資格(養護教諭・栄養教諭除く)を有している方で地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

#### ●報酬

1,371円程度(1時間あたり)で、経験等を考慮して決定します

#### ●申込方法

写真を貼った履歴書および保育士資格証または教員免許の写しを郵送もしくは児童館にお持ちください  
児童館開館日：午前9時～午後5時30分(日曜・祝日休み)

※欄外に申込職種(児童施設指導補助員)を記載してください。

#### ●勤務日数

任用期間中の週5日以内(月曜～土曜)

※日曜および祝日を除く。

#### ●勤務時間

午前9時～午後5時のうち7時間以内(休憩1時間を含む)

#### ●勤務場所

すこやかセンター内児童館

#### ■共通事項

#### ●申込期限

6月19日(金)

※郵送の場合も同日必着

#### ●任用期間

7月17日(金)～8月31日(月)

#### ●報酬等

・所定の基準に従い、通勤費相当額を支給します  
・報酬、勤務時間は変更となる場合があります

#### ●面接日

申込みをされた方に個別に案内します(平日に実施予定)

#### ●採用予定人数

若干名

#### ●申込み・問合せ先

【夏休み児童クラブ支援員補助】  
飛鳥学園内児童クラブ

【児童施設指導補助員(夏季臨時職員)】  
すこやかセンター内児童館

## 配食サービス

食事の調理が困難な高齢者や重度の障がいがある方等に対して、食事の宅配を行い、食生活の改善、健康増進および安否確認を行います。

### ●対象者

- ・65歳以上のみの世帯の方
- ・重度の障がい者のみの世帯の方
- ・65歳以上と重度の障がい者のみの世帯の方

※重度の障がい者・身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

### ●配達可能日

月曜～日曜の昼食および夕食  
※1月1日(金)～3日(日)を除く。

### ●弁当の種類

- ・普通食
- ・幸たんぱく食(たんぱく質強化食)
- ・健康ポリウム食
- ・カロリー・塩分調整食
- ・たんぱく・塩分調整食
- ・透析食
- ・消化にやさしい食
- ・やわらか食
- ・ムースセット食

※ご飯のあり・なし選択可能です。利用料は弁当の種類によって異なりますので、お問合せください。

### ●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

## 寝具洗濯・乾燥・消毒サービス

専門事業者により寝具の洗濯乾燥および消毒を実施し、清潔で快適な生活が送れるように支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

### ●対象者

65歳以上の在宅生活をしている方で  
・一人暮らしの方

・要介護4または要介護5の方

※対象者の方には詳細を本村からご案内します。

### ●対象寝具

敷き布団・掛け布団・毛布等3枚以内

### ●利用料 無料

### ●申込期間

6月1日(月)～12日(金)

### ●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

## 令和7年度 情報公開の実施状況

飛島村情報公開条例第29条の規定により、次のとおり令和7年度分の情報公開の実施状況について公表します。

令和7年度 情報公開実施状況(件)

公開請求件数	6	公文書不存在件数	1
公開決定件数	5	申請取下げ件数	0
(全部公開決定件数)	5	申請却下件数	0
(部分公開決定件数)	0	不服申立件数	0
非公開件数	0		

※令和7年度における実施機関に対する情報公開請求は、村長に対するもので、その他の実施機関に対する情報公開請求はありませんでした。

●問合せ先 総務部総務課

## 令和7年度 個人情報の開示請求等の状況

飛島村個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定により、次のとおり令和7年度分の個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)の施行状況のうち、個人情報の開示、訂正または利用停止決定等の状況について公表します。

令和7年度 個人情報の開示、訂正または利用停止決定等の状況(件)

開示請求件数	3
開示決定件数	3
(全部開示決定件数)	2
(部分開示決定件数)	1
(裁量的開示公開決定件数)	0
(不開示決定件数)	0
訂正請求件数	0
利用停止件数	0
不服申立件数	0

※令和7年度における法の規定に基づく行政機関に対する個人情報の開示請求等は、村長および監査委員に対するもので、その他の行政機関に対する個人情報の開示請求等はありませんでした。

### ●問合せ先

総務部企画課



## 海部南部権利擁護センターの成年後見支援

### ●巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。なお、相談には事前予約が必要です。

### ●日 時

6月9日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

### ●場 所

すこやかセンター1階相談室

### ■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

### ●日 時

6月18日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

### ●場 所

海部南部権利擁護センター

### ■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

●手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

### ●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎ 69-8181

FAX 69-8180

## 床下薬剤散布機の貸出

本年度も次のとおり実施します。

### ●貸与機材

①散布機

②薬剤(スミチオン)1世帯 1袋(10kg)

※10kgを超える量を散布したい場合は、薬剤を各自で購入してください。

③燃料(混合ガソリン)

●提出書類

申請書および実績報告書

●貸出期間

6月1日(月)～9月30日(水)

(薬剤(スミチオン)が無くなり次第終了します。)

●注意事項

薬剤・燃料等は準備してありますが、散布機は数に限りがありますので、事前に申込みが必要です。電話または窓口でお申込みください。

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

## 6月23日(火)～29日(月)は「男女共同参画週間」です

男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

この男女共同参画社会基本法に対する理解を深めるため、毎年6月23日～29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

本村では、家庭や職場、地域、政策決定の場など、あらゆる分野において男女がともに参画できる社会の実現を目指して策定した飛鳥村男女共同参画推進プランに基づき、「男女がお互いを認め思いやり、個性と能力が発揮できる男女共同参画のむらづくり」をめざして取組を進めています。

### ●令和8年度男女共同参画週間

キャッチフレーズ

「あなたらしくが、社会のチカラ」

### ●問合せ先

総務部企画課